

ごみ問題

クリーン当別推進審議会

行財政システム再構築プラン策定検討会や当別町ごみ減量化アクションプランの中で、家庭ごみの有料化は検討事項」とされていることや泉町長から「ごみの減量化の具体的な施策」について諮問を受けていることから、審議会では、家庭ごみの費用負担について話し合いをしています。

8月31日の審議会の内容

◇家庭ごみの費用負担について
ごみの有料化について前向きに審議した方が良いのではないかと。

住民の意識改革の方法として、家庭ごみの費用負担は、減量化につながる効果的な方法と考える。

◇ごみ減量化の具体的な施策
学生が卒業時期に出す粗大ごみをリユース（再使用）するためのシステムを作ってはどうか。雇用も生まれ、ごみの減量化につながる。



ごみ減量化に関するアンケート結果

町民を対象に行ったアンケートに116人から回答をいただき、特に家庭ごみに関心の高い40歳以上の女性からの意見が多かった。

回答内容

▽ごみ減量の取り組み

ごみの出し方を守り、集団資源回収の実行や詰め替え可能な商品を積極的に買うなど減量を意識している。

▽有料化について

約70%の方がやむを得ないと回答。

詳細は、町ホームページに掲載。

9月5日の審議会の内容

◇町内のコンポストなどの購入助成状況は。昨年度実績は、コンポスト2台、電動生ごみ処理機5台の購入に対して助成している。

◇家庭ごみの費用負担について
費用負担やごみ回収の方法、住民への説明・周知啓発方法など意見が交わされた。

◇ごみの収集方法について
粗大ごみは、不法投棄などの増加も考えられるため、現在のステーション方式から、排出者のわかる戸別収集方式が良いのではないかと。

◇費用負担の実施期間について
近隣市町村が有料化すると、当別町にごみが流れてくる可能性があり、同時期に始めた方が良いのではないかと。

◇分別の拡大とリサイクルの推進について
一人ひとりが意識して出さないと資源もごみになるので、意識付けをさせるためのPRが必要。

◇費用負担の方法について
指定袋を3種類程度作成してはどうか。生ごみは週2回程度回収してはどうか。

◇併せて取り組むべき施策について
生ごみ処理機への助成金の周知と増額をしてはどうか。

住民への説明会が必要ではないか。

掲載内容は、審議中の「ごみの減量化の具体的な施策」に対する各委員からのご意見を記載しています。

◆ご意見はこちらへ
環境対策課 ☎23-12503

協働

協働の指針策定検討委員会

協働のあり方についての基本的な考え方や、施策の方向性などを示す「協働の指針」の策定について検討し、提言いただくため設置した「当別町協働の指針策定検討委員会」の第2回会議を9月2日に開催しました。
会議では、協働の取り組みに関する団体や企業へのアンケート調査結果や、今後の論点などについて議事が進められました。

委員会での主な意見

◇若い世代とどう関わって協働を進めていくかというのを、今後の論点とし議論すべき。
◇農業者やサラリーマンなどが一緒になって話をする機会があった方がいいのではないかと。
◇何を目的に協働を進めるかイメージが明確になれば、参加しやすいのではないかと。

町民のみなさんへ

当別町の協働の取り組みはまだ始まったばかりです。皆さんと共に考えていきましょう。8月に2回開催したセミナーと第2回協働の指針策定委員会の内容は、町のホームページで公開しています。協働に関するご意見もお待ちしております。

企画課企画調整係
TEL.23-2393 FAX 25-5555
Eメール
gyoukaku@town.tobetsu.hokkaido.jp
ホームページ
http://www.tobetsu.hokkaido.jp/



協働による まちづくり セミナー Part 2

前回に引き続き、2回目のセミナーを8月24日(水)に「ゆとろ」で開催しました。元白老町長の見野全(みののけん)さんに白老町の協働の取り組みを経験に基づいて講演していただきました。



協働が議論されるようになった背景

戦後、国は社会資本整備の充実を図るため国民が生産活動に専念し、経済発展し税収を増やす代わりに、昔は地域で解決していた地域の問題を行政が肩代わりして処理してきました。

しかし、社会資本整備が進むとともに、右肩上がりの経済成長が終わりを告げました。税収が減り、今までどおりの公共サービスが困難となり、より小さな行政を目指し、地方分権、三位一体改革、協働の取り組みという流れになりました。

町内会連合会の取り組み

白老町では、それまで行政の伝達機関だった町内会を、地域から政策を提言する組織へと転換を図りました。役場が団体の事務局を引き受けると、住民は行政にやらされていると感じます。

そこで、役場が持っていた、いろいろな団体の事務局を町内会連合会に移し、まちづくり活動センターで48団体の事務局を4人のスタッフが担う体制を作りました。

まちづくりの主役は町民であり、町民が活躍するステージ(仕組み)を作るのが行政の役割です。

公園の里親制度

この制度は、公園を養子に見立て、町民が「公園の里親」となり、愛情を持ってお世話をしていただ

くボランティア活動です。お年寄りに自分で行くこととして「3m分のゴミ拾い」をお願いしたところからこの制度が始まりました。近所のこと自分たちでやりますよということ、難しい制度ではありません。役場は、ゴミ袋や草刈り道具など必要な物品を用意して、公園に里親(町内会など)の名前入り標識を設置します。地域の取り組みをアピールすることで、活動が他の地域にも広がっていききます。

協働のまちづくりとは

協働のまちづくりには時間がかかりますが、住民と行政が互いの考えをキャッチボールする仕組みを作り、協働をルール化していけばスピードが上がります。協働の取り組みを進めると、お金がないから住民に仕事を押し付けていると思われがちですが「協働のまちづくり」とは住民参加を町の改革につなげ、未来のためにさらに町を良くして行くということです。時代が変わったことを認識し、まず行政が変わらなければならない。議会も住民も変わらなければならない。意識改革には3年かかります。結果として、今、白老町民は誇りを持って協働に取り組んでいます。情報を公開し、共有して、住民の皆さんに参加してもらうことが、自立するまち当別にとって一番大切なことだと思えます。

2

チヨットためになる税金教室 住民税所得控除編

所得控除とは、住民税を納める方に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、それぞれの実情に応じた税負担とするために、所得金額から控除されるものをいいます。

医療費や配偶者控除など16種類がありますが、今回は扶養控除のお勉強にチヨットだけお付き合ってください。

扶養控除は本人に扶養親族がいる場合に受けることができます

扶養親族の要件

(12月31日現在で次の全てに当てはまる方)

配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)である。

住民税を納める方と生計を同じくしている。

年間の合計所得金額が38万円以下である。

青色申告者の事業専従者として給与を受けていない、または白色申告者の事業専従者でない。

控除できる金額など

扶養親族の年齢や障がいの有無により異なりますが、33~68万円の控除を受けられます。

扶養控除は、一人の扶養者を複数の方が重複して控除の対象とすることはできません。例えば、実家に住んでいる父母の生活費を兄弟が等しく送金している場合であっても、父母を扶養控除の対象とすることができるのは、兄弟のうちどちらか一人だけになります。